

運 営 規 程

社会福祉法人 青芳会

指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所「鍵山苑」

運 営 規 程

第1章 総 則

第1条（名 称）この事業所は、鍵山苑（以下「苑」という）といたします。

第2条（事業所の所在地）この事業所を埼玉県入間市鍵山3丁目11番地2号に置きます。

第2章 施設の目的及び運営方針

第3条（目 的）この規程は、苑の指定短期入所生活介護事業所（併設型）・指定介護予防短期入所生活介護事業所（併設型）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、ご利用者の生活の安定及び生活の充実・発展ならびにそのご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

第4条（運営方針）指定短期入所生活介護事業所または、指定介護予防短期入所生活介護事業所である苑は居宅サービス計画および栄養ケア計画および個別機能訓練計画または、介護予防サービス計画に基づき、ご利用者の日常生活の介護、相談・助言、機能訓練、健康管理等を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持、発達を図り、可能なかぎりその居宅において、地域社会の一員として安定した日常生活をすごせるよう援助するとともに、ご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、安定した社会生活がおくれるよう援助することを目的とします。

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

第5条（職員の職種、員数）苑は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された次の所定人員以上の職員を次のとおり配置するものとします。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとします。

- | | | | | | |
|-------------|----|-----------|----|-------------|------|
| (1) 施設長 | 1名 | (2) 生活相談員 | 1名 | (3) 介護職員 | 4名 |
| (4) 看護職員 | 1名 | (5) 管理栄養士 | 1名 | (6) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 | (8) 事務員 | 1名 | (9) 調理員 | (委託) |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができます。

3 職員に係る「専従」の要件は特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯において適用されるものであり、それ以外の時間帯における職員の地域貢献活動実施等をも制限するものではありません。

第6条（職務内容） 職員は苑の設置目的を達成するため、必要な職務を行います。

- 2 施設長は、苑の業務を統括します。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。
- 3 医師は、ご利用者の診察、健康管理、保健衛生指導及び疾病に応じた療養食等の栄養摂取指導に従事します。
- 4 生活相談員は、ご利用者の生活相談、生活援助、面接、身上調査及び処遇の企画並びに実施、事故苦情処理、個人情報保護の取扱い、ご利用者のご家族の各種相談及びボランティアの受け入れ並びに調整等の業務に従事します。
- 5 介護職員は、ご利用者の日常生活の介護、援助、相談及びご家族との連携等の業務に従事するほか、栄養ケア計画にもとづく摂取状況の食事形態把握に従事します。
- 6 看護職員は、ご利用者に対する医師の診察の補助及び看護並びにご利用者の保健衛生管理、指導等の業務に従事するほか、栄養ケア計画にもとづく摂取状況の食事形態把握に従事します。
当日待機にあたった看護職員は、通常業務終了から翌朝早出職員の出勤時間まで待機の業務に従事します。
- 7 管理栄養士及び栄養士は、ご利用者個々の身体状態にもとづいて、医師の発行する食事箋の指示に従い、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の給食業務全般並びに、ご利用者の栄養指導、ご家族からの食事相談等の業務に従事します。
また、栄養ケア計画にもとづく摂取状況の食事形態把握にも従事します。
- 8 機能訓練指導員は、ご利用者の機能回復及び機能低下を予防する業務に従事し、ご利用者の個別機能訓練計画書の作成及びアセスメントを実施します。
- 9 介護支援専門員は、ご利用者の短期入所生活介護計画作成及び個別機能訓練計画、栄養ケア計画作成の協働業務に従事、または、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
- 10 調理員（委託調理員）は、給食業務に従事します。
- 11 事務員は、庶務及び会計事務に従事します。

第4章 利用定員

第7条（定員） 苑の指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所（併設型）の利用定員は10名とします。

空床型の利用定員は、1号館（ユニット）が4名、2号館（多床室）が2名とします。

第5章 居住者・ご利用者に対する介護の内容、利用料及びその他の費用の額

第8条（施設サービス計画・居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成） 介護支援専門員は、居住者並びに相当期間以上にわたり継続して利用することが予定されるご利用者に対する介護計画の原案を作成するとともに、ご利用者またはご家族に対してわかりやすく説明し、同意をえるものとします。

第9条（サービスの提供） 苑は、介護サービスの提供に当たっては、ご利用者またはそのご家族に対して必要な事項について理解されるよう、親切ていねいに説明します。

第10条（サービス提供の記録と連携） 苑は【居宅サービス計画書】【介護予防サービス計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折のご利用者の反応及びご家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとします。

第11条（居室） 苑が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとします。その際、選択する階及び居室は、ご利用者の希望及び居室の空所状況等により、苑側がご利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとします。

第12条（入浴） 1週間に2回以上行います。ただし、ご利用者に伝染性疾患やその疑い、または入浴が悪化をもたらす疾患があると医師等が判断するときは、これに代えて清拭等を行います。

第13条（排泄） ご利用者の心身の状況に応じて、プライバシーを尊重し、人権に配慮し排泄介助を行います。

2 おむつを使用しなければならないご利用者のおむつを適時取り替えるものとします。

第14条（離床・着替え・整容等） ご利用者の心身の状況に応じて、離床、着替え、整容等の介護を行います。

第15条（食事等の提供） 苑は、ご利用者の栄養状態を把握し医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員が共同して、栄養ケア計画を作成し、その計画に基づいて栄養管理を行い、定期的に状況を評価して計画を見直すなど、常に適正な食事等を提供します。

2 療養食の提供については、医師の発行する食事箋にもとづいて、告示で定める療養食に対して適切な栄養量を提供します。

3 経管栄養については、医師の指示にもとづいて、経口摂取に移行する方向で検討を重ねることとし、その体制構築に努めていきます。

4 食事の時間はおおむねつぎのとおりとします。

朝食 午前7時45分より

昼食 正午より

夕食 午後5時00分より

5 ご利用者からあらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

6 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食費は実際に食した分のみをご負担いただきます。

7 ご利用者の心身の状況に応じて、必要とする栄養所要量を確保できるように、必要とする食事介助、援助を行います。

8 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し、特別な調理を行う選択食を希望者に提供します。

第16条（送迎） 苑は、利用予定者の入居時及びご利用者の退苑時には、その希望、状況に応じて送迎を行います。

2 希望により送迎を行う地域は、原則としてつぎのとおりとします。

基本的には、埼玉県入間市、狭山市、飯能市、日高市、青梅市、瑞穂町だが、一部地域を除くため、相談の上決定します。

第17条（相談・援助） 苑は、常にご利用者の心身の状態等の適確な把握に努め、ご利用者及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な援助等を行います。

第18条（社会生活上の便宜の供与等） 苑は、ご利用者の日常生活を文化的にも精神的にも豊かなものにするため、行事、レクリエーションを適時行うよう努めます。

第19条（健康保持） 苑は、ご利用者の健康状態に注意を払い、日常的に健康を維持するため適切に対応し、必要に応じてその記録を保存します。

第20条（機能訓練） 苑は、ご利用者の心身の状態に応じて、日常生活を送るうえで必要な機能を回復し、あるいは機能の減退を防ぐために必要なりハビリテーションを行います。

第21条（事故発生時の対応） 苑は、ご利用者に対する介護サービスを提供するうえで事故が発生した場合は、速やかにご家族、保険者等に連絡を行うとともに、必要な対処を迅速行います。

2 苑は、その事故が賠償すべき事故である場合は、損害賠償を誠実かつ速やかに行います。

第22条（利用料） 指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護サービスに係わる費用（基本報酬・加算・減算）の1割（2割または3割）、食事負担額及び居住費用相当額に要する費用の合計額とします。

基本報酬

1号館（ユニット）

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	546円	1093円	1639円
要支援2	677円	1355円	2033円
要介護1	727円	1454円	2182円
要介護2	797円	1594円	2392円
要介護3	875円	1750円	2625円
要介護4	948円	1897円	2845円
要介護5	1020円	2039円	3059円

2号館（多床室）

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	466円	932円	1398円
要支援2	580円	1159円	1739円
要介護1	623円	1246円	1869円
要介護2	694円	1388円	2083円
要介護3	770円	1539円	2309円
要介護4	842円	1684円	2526円
要介護5	913円	1826円	2740円

※1割負担：以下にあてはまらない方

2割負担：本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上

3割負担：本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯463万円以上

介護サービスに係わる費用（加算）

加算名称	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
------	-----	------	------	------

短期生活機能訓練体制加算 常勤の機能訓練指導員を配置	12単位	12円	25円	37円
-------------------------------	------	-----	-----	-----

短期生活個別機能訓練加算	56単位	58円	116円	174円
--------------	------	-----	------	------

専ら機能訓練指導員の職務に十字する理学療法士等を1名以上配置

機能訓練指導員等は協働して利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成している

個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機訓練を適切に提供している

機能訓練指導員等が利用者宅を訪問した上で、焦げ付き脳訓練計画書を作成しその3月に1回以上利用者宅を訪問し、利用者・家族に対して内容と進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っている

短期生活看護体制加算（Ⅰ）	4単位	4円	8円	12円
短期生活看護体制加算（Ⅱ）	8単位	8円	17円	25円
短期生活看護体制加算（Ⅲ）イ	12単位	12円	25円	37円
短期生活看護体制加算（Ⅳ）イ	23単位	24円	48円	72円

（Ⅰ）常勤の看護師を1名以上配置

（Ⅱ）看護職員を常勤換算で利用者25名に1名以上配置

事業所の看護職員又は病院等の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している

（Ⅲ）前年度又は直近3ヶ月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者が占める割合が70%以上であること

（Ⅰ）の要件を満たしている

（Ⅳ）前年度又は直近3ヶ月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者が占める割合が70%以上であること

（Ⅱ）の要件を満たしている

（Ⅰ）と（Ⅲ）とでは同時算定不可

（Ⅱ）と（Ⅳ）とでは同時算定不可

看取り連携体制加算	64単位	66円	132円	198円
-----------	------	-----	------	------

看護体制加算（Ⅱ）または（Ⅳ）イを算定していること

または看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）イもしくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所、または、病院、診療所、訪問看護ステーション、本体施設の看護職員と24時間連絡できる体制を確保していること

看取り期の対応方針を定め、利用開始の際に利用者・その家族等に内容を説明し、同意を得ていること

短期生活夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位	19 円	38 円	56 円
短期生活夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20 単位	21 円	42 円	62 円

（Ⅱ）夜勤の介護職員数が、最低基準1名以上、上回っている

（Ⅳ）（Ⅱ）の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員を配置していること、又は喀痰吸引の実施が出来る職員を配置していること

短期生活認知症緊急対応入加算	200 単位	207 円	413 円	620 円
----------------	--------	-------	-------	-------

医師が、認知症や心理症状により緊急で入所が必要であると判断し、その翌日までに利用開始した場合
（7日間を限度とします）

短期生活若年性認知症利用者受入加算	120 単位	124 円	248 円	372 円
-------------------	--------	-------	-------	-------

若年性認知症と診断された利用者のみ
利用者毎に、個別担当者を定めます

短期生活送迎加算	184 単位	190 円	380 円	570 円
----------	--------	-------	-------	-------

依頼を受け、入退所時に、自宅と施設間の移動の支援をした場合のみ

短期生活療養食加算	8 単位	8 円	17 円	25 円
-----------	------	-----	------	------

医師の指示に基づき、管理栄養士又は栄養士により管理されている食事が提供されている
1食毎の算定

口腔連携強化加算	50 単位	52 円	103 円	155 円
----------	-------	------	-------	-------

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合

短期生活認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位	8 円	17 円	25 円
------------------	------	-----	------	------

短期生活認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位	8 円	17 円	25 円
------------------	------	-----	------	------

（Ⅰ）事業所における利用者総数のうち、介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を1以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実践していること
従事者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的志津鬼に係る会議を定期的開催している

（Ⅱ）（Ⅰ）の基準に適合している

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を1以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実践している
職員毎の認知症ケア研修計画を作成し、研修を実践している

短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位	19 円	37 円	56 円
短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位	13 円	27 円	40 円
短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	6 円	12 円	19 円
短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	6 円	12 円	19 円

- (Ⅰ) 介護福祉士が 60%以上配置されている
(Ⅰ) 介護福祉士が 50%以上配置されている
(Ⅱ) 常勤職員が 75%以上配置されている
(Ⅲ) 勤続 3 年以上の職員が 30%以上配置されている

短期生活在宅中重度者受入加算 イ	421 単位	435 円	870 円	1305 円
短期生活在宅中重度者受入加算 ロ	417 単位	431 円	862 円	1292 円
短期生活在宅中重度者受入加算 ハ	413 単位	427 円	853 円	1280 円
短期生活在宅中重度者受入加算 ニ	425 単位	439 円	878 円	1317 円

当該利用者が利用していた訪問看護事業所に、健康管理等を行わせた場合
看護体制加算の算定状況により、イ～二を選択する
予め連携体制などについて打ち合わせを行う（サービス担当者会議等）
訪問看護事業所を委託契約を結び、必要な費用を事業所に支払う

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	103 円	207 円	310 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	10 円	21 円	31 円

- (Ⅰ) (Ⅱ)の要件を満たし、提供したデータに成果が確認された場合の 1 月の自己負担額
(Ⅱ) 生産性向上に関する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している。1 年以内ごとに 1 回業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提供している場合の 1 月の自己負担額

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計利用単位数の 14%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	合計利用単位数の 13.6%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	合計利用単位数の 11.3%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	合計利用単位数の 9.0%

介護職員の処遇改善の為の加算
キャリアパス要件・職場環境要件に関する各基準により、(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれかが算定されます

介護サービスに係わる費用（減算）

業務継続計画未実施減算	施設サービス所定単位数の100分の3に相当する単位数 感染症や非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない場合、それに伴う必要な措置を講じていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	施設サービス所定単位数の100分の1に相当する単位数 虐待の発生またはその再発を防止するための必要な措置が講じられていない場合
身体拘束廃止措置未実施減算	施設サービス所定単位数の100分の1に相当する単位数 身体拘束の実施またはその再発を防止するための必要な措置が講じられていない場合
短期生活長期利用者提供減算 (31日～60日)	1日 30単位の減算
長期利用の適正化(61日以降)	介護サービス費の単位数と同単位数

短期入所生活介護 ⇒ 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者

介護予防短期入所生活介護 ⇒ 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者

滞在費	1日あたりの自己負担額	2,006円
食費	1日あたりの自己負担額	1,545円

令和6年8月より居住費が1日60円の引き上げとなります。

ただし、食費の負担は1日当たりとして負担するものとする。

介護保険負担限度額認定証

※滞在費・食費の減額制度です。保険者（市役所等）に申請することで認定証が交付されれば、利用料の減免が受けられます。

※非課税世帯で金融資産等の上限等の条件があります。詳しくは介護支援専門員又は市役所窓口にてご確認ください。

減額内容

所得段階区分	滞在費	食費
第1段階	2006円 → 0円	1545円 → 300円
第2段階	2006円 → 820円	1545円 → 390円
第3段階(1)	2006円 → 1310円	1545円 → 650円
第3段階(2)	2006円 → 1310円	1545円 → 1360円

理容・美容料	1回あたりの自己負担額	1300円
--------	-------------	-------

キャンセル料	前日午後5時までの連絡	無料
	前日午後5時以降の連絡	1日分の利用料の50%

- 2 指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護サービスに係わる費用の1割、食事負担額及び居住費相当負担額、送迎に要する費用及び日常生活費として別に定める額の合計額とします。
- 3 ご利用者が特例施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費及び高額居宅支援サービス費を受給する場合並びに生活保護費を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとします。
- 4 ご利用者の利用料は暦月によるものとし、当月分の利用料の合計額を翌月末日までに支払うものとします。
- 5 ご利用者の利用料は利用の期間ごととし、利用料の合計額を利用終了時に支払うものとします。
- 6 支払いについては、振込み、または、現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は、利用開始時に苑とご利用者と相談のうえ決定します。

第6章 利用にあたっての留意事項

第23条（日課の尊重） ご利用者は、健康と日常生活の安定のため、苑が定めた日課をできるだけ尊重し、他のご利用者との共同生活が円満におこなわれるよう配慮して生活することとします。

第24条（外出） ご利用者は外出しようとするときは、原則としてその都度、苑に行き先、帰苑時間等を連絡するものとします。

第25条（面会） ご利用者は外来者と自由に面会できます。ただし、特に必要がある場合、苑は、ご利用者及びご家族と相談のうえ、面会の場所及び時間を指定することができます。

第26条（健康留意） ご利用者は健康に留意し、健康診断を積極的に受けるなど、疾病の予防に努めます。

第27条（苑内禁止事項） ご利用者は苑内でつぎの行為をしてはなりません。

- （1）他のご利用者に著しく迷惑をかけること。
- （2）指定した場所以外で火気を用い、喫煙、自炊等を行うこと。

第28条（損害賠償） ご利用者は、故意または過失によって苑の設備及び備品に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または現状に回復しなければなりません。

第7章 緊急時における対応方法

第29条（緊急時等の対応） 苑は、現に施設サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定める協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします。

第8章 非常災害対策

第30条（災害、非常時への対応）苑は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等の必要な設備を災害・非常時に備えて設けます。

2 苑は、消防法令に基づき、非常災害時に対して、具体的な消防計画等の防火計画を立て、消火及び通報訓練を月1回実施するものとする。また、職員及びご利用者が参加する避難誘導訓練を年2回以上実施します。

第31条（業務継続計画）苑は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 苑は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 苑は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 その他の運営についての重要事項

第32条（営業日）苑の申し込み受付等の営業日、営業時間はつぎのとおりとします。

（1）営業日 年中無休 （2）営業時間 午前9時から午後5時

第33条（利用資格）苑の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の利用資格があり、苑の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその法令により入所できる者としします。

第34条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）苑の利用にあたっては、あらかじめ入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程、重要事項説明書及び契約書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとしします。

第35条（身体拘束等）苑は、ご利用者の身体拘束は行いません。万一、ご利用者又は他のご利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはご家族の「身体拘束に関する同意書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができます。

第36条（虐待防止等）苑は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第37条（施設・整備） 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長とご利用者が協議のうえ決定するものとします。

2 ご利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとします。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとします。

第38条（秘密の保持） 苑は、職員及び職員であった者に、業務上知りえたご利用者及びご家族の秘密を外部にもらすことがないように、就業規則及び誓約書にその旨を明記するなど必要な措置をとります。

第39条（個人情報の取り扱い） ご利用者の個人情報の取り扱いについては、原則として開示できないこととしますが、特にご家族等関係者の確認ができる場合についてのみ開示できるものとします。

2 ご利用者の個人情報を文書で開示を求められた場合は、苑が定める「個人情報保護規程」にもとづいて、所定の手続きを行ったのちに開示の交付を行うものとします。

第40条（苦情処理） 苑は、ご利用者及びそのご家族などより苦情を寄せられた場合は、ただちにその事実関係を調査し、その改善方策を検討するとともに、その結果を苦情申立者に報告し、あわせて可能な改善に着手します。

第41条（規程の掲示） 苑は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示します。書面での掲示に加え、インターネット上（ホームページまたは情報公表システム等）に掲載・公表を行います。

第10章 雑 則

第42条（委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項については、法人理事長が定めます。

第43条（改正） この規程の改正は、法人理事会の議決により行います。

（付 則）この規程は、平成30年1月1日から施行します。

（1）平成30年3月28日一部改正、平成30年4月1日から施行します。

（1）平成30年12月12日一部改正、平成31年1月1日から施行します。

（1）令和元年 9月25日一部改正、令和元年10月1日から施行します。

（1）令和3年 3月24日一部改正、令和3年4月1日から施行します。

（1）令和3年 7月25日一部改正、令和3年8月1日から施行します。

（1）令和5年 5月29日一部改正、令和5年6月1日から施行します。

（1）令和6年 3月18日一部改正、令和6年4月1日から施行します。